

官報 号外

平成十二年三月二十三日

○第四百七十七回 衆議院會議録 第十四号

平成十二年三月二十三日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成十二年三月二十三日

午後一時開議

- 第一 中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 産業技術力強化法案(内閣提出)
- 第三 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 産業技術力強化法案(内閣提出)
 - 日程第三 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第四 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 預金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、中小企業指導法の一部を改正する法律案、日程第二、産業技術力強化法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長中山成彬君。

中小企業指導法の一部を改正する法律案及び同報告書

報告書

産業技術力強化法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○中山成彬君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業指導法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昨年度の臨時国会における中小企業基本法の抜本改正等を踏まえ、我が国経済の活力の源泉である多様な中小企業者がそれぞれのニーズ

にに応じて経営資源を確保することを支援するため、

第一に、従来の、国、都道府県等が中小企業を上から指導するという考え方を、中小企業の自助努力を行政が支援するという考え方に改めること、

第二に、都道府県等が行う中小企業支援事業等においては、ワンストップサービス化を推進しつつ、各種中小企業関連団体との連携や民間事業者の活用を図ること、

第三に、従来の、国、都道府県等が行う中小企業指導事業において経営の診断を担当する者の資格であった中小企業診断士制度を、広く中小企業の経営の診断、助言の業務に従事する者一般への資格制度に転換すること

等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月八日本委員会に付託され、同月十日深谷通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十一日質疑を行い、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。次に、産業技術力強化法案について申し上げます。

本案は、我が国の産業技術力の低下が懸念されており、より創造性に富む研究開発を可能とする体制を築くことが極めて重要になっているとの認識のもとに、第一に、産業技術力が我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であり、産学官が一致して産業技術力の強化に取り組むことを基本理念として定めるとともに、産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めております。

第二に、国立の大学や試験研究機関の研究者について、その研究成果を活用する営利企業の役員を兼ねることが研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することを明確にする

ほか、民間から国立大学に対する委託研究等に係る資金の受け入れ及び使用の円滑化など、産業技術力の強化を支援するための各種措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託され、同月二十一日深谷通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨二十二日質疑を行い、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長仲村正治君。

平成十二年三月二十三日 衆議院會議録第十四号

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案
外一案についての宮澤大蔵大臣の趣旨説明

河川法の一部を改正する法律案 預金保険法等の一部を改正する法律案

二

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案
及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(仲村正治君登壇)

○仲村正治君 たいだいま議題となりました運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等の整理合理化の推進及び高度船舶技術を用いた船舶等の実用化を図るため所要の措置を講ずるもので、その主な内容は、

第一に、造船業基盤整備事業協会は、この法律の施行のときにおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は運輸施設整備事業団が承継すること、

第二に、造船業基盤整備事業協会の業務の一部を運輸施設整備事業団に移管するとともに、高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借り入れに対する債務保証業務を同事業団の業務として追加すること、

第三に、造船業基盤整備事業協会が買収した土地等の管理、譲渡等の業務を、当分の間、運輸施設整備事業団が行うこと等であります。

本案は、二月八日本院に提出され、三月七日日本委員会に付託されました。

本委員会においては、三月十日二階運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十二日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 河川法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長大口善徳君。

河川法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 たいだいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、町づくりや地域づくりの中心的主体であり、住民に最も身近な行政主体である市町村が河川管理に一層参画できるようにするものであります。

その主な内容は、

第一に、指定都市の長が指定区間内の一級河川及び二級河川のうち一定の区間について河川の管理を行うことができる制度を導入すること、

第二に、市町村長が指定区間外の一級河川について河川工事または河川の維持を行うことができるようにすること等であります。

本案は、去る三月七日日本委員会に付託され、翌八日中山建設大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日質疑を行い、同日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

預金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣宮澤喜一君。

(宮澤大臣宮澤喜一君登壇)

○宮澤大臣(宮澤喜一君) たいだいま議題となりました預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この二つの法案は、金融システムの一層の安定化と利用者の保護を図るため、国民の基本的貯蓄であり生活保障の手段でもある預金及び保険について、ともに、破綻処理制度の拡充、セーフティネットの財源の充実及び経営基盤の強化手続の整備を行うものであります。

まず、預金保険法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の金融システムは、預金保険法、金融機能再生法及び金融機能早期健全化法の枠組みを用

いて国民一体となって不良債権の処理や金融機関の再編、整理等に集中的に取り組んだ結果、安定化してまいりました。

このような状況のもと、金融機関の破綻処理のための恒久的な制度を整備するとともに、交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の一年延長等を行うことに加え、当該特例措置終了に向けての環境整備の一環として協同組織金融機関の経営基盤の強化のための措置をあわせて講ずることにより、我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十三年四月以降の金融機関の破綻処理制度として、破綻処理の迅速化、多様化を図るため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大するとともに、破綻金融機関に対する金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継、金融危機に対応するための措置等の制度を設けることとしております。また、金融機関について民事再生手続の特例等を設けることとしております。

第二に、預金保険機構に交付する国債を、既に交付している七兆円に追加して六兆円増額するほか、平成十三年三月末までとなっている預金等全額保護の特例措置を一年延長し、平成十四年三月末までとするともに、流動性預金については、当該特例措置終了後も、平成十五年三月末までの一年間、全額保護することとしております。

第三に、協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るため、個別の協同組織金融機関による優先出資の発行を可能とし、これらの金融機関について、金融機能早期健全化法に基づき資本増強の適用条件を見直した上で、その適用期限を一年延長するとともに、平成八年の預金保険法改正前の破綻処理に伴う債権回収事務を整理回収機構に円滑に一元化するための措置を講ずることとしております。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の保険業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、各保険会社においては、競争力の強化、事業の効率化と同時に、一層の経営の健全化の確保が必要な状況にあります。

このような状況のもと、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、保険契約者等を保護するための特別の措置等を整備するとともに、相互会社の更生手続の特例等を設け、さらに、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ること等により、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、保険相互会社について自己資本の充実、再編等が円滑に行われ得るよう、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、端株の一括売却制度の導入により、売却代金の交付による社員への補償を可能とすることとしております。また、組織変更と同時に株式発行等による資本増強を可能とすることとしております。

第二に、破綻処理の迅速化、多様化を図るため、保険契約者保護機構の子会社である承継保険会社による保険契約の承継等を可能とすることとしております。また、株式会社のみを対象としている更生手続について相互会社への適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続の特例として、監督庁による更生手続開始の申し立て等を可能とすることとしております。

第三に、これまでの破綻処理により基盤の揺らいだ生命保険契約者保護機構のセーフティネットとしての機能の維持を図るため、生命保険会社各社の負担能力を超える等の場合には、平成十五年三月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理費用について政府による補助を可能とすることも

に、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ることとしております。

以上、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます（拍手）

預金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（伊藤宗一郎君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。北橋健治君。

（北橋健治君登壇）

○北橋健治君 私は、民主党を代表いたしましたし、ただいま議題となりました預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、両案につきまして、小淵総理並びに関係大臣に質問いたします。

小淵総理、けさの朝刊をごらんになられて、どうにお感じになったでしょうか。十一月か、十二月に不支持率が支持率を上回りました。今や、小淵総理の経済政策、いわゆるオプチノミックスは完全に破綻していることが国民の前に明らかになってきたからではないでしょうか。（拍手）

小淵総理就任後、国と地方の借金は実に百十六兆円もふえました。しかも、GDPは実に十五兆円も減少しているのです。今年度の公約、〇・六成長の達成は、もはや各方面から絶望視されております。総理が辛うじて望みをつないでいるはつきりとしたプラス成長という公約も、名目成長率がマイナス〇・四を下回るのが確実と

いう状況を考えて、到底達成は望みません。財政赤字をふやかし、GDP、国内総生産を減らすオプチノミックスによって、国民は今三つの深刻な不安におびえております。

まずその一つは、一向に景気が回復しないことによる失業の不安です。完全失業者は依然として三百万人を超え、企業のリストラが加速していることから、さらに増加する兆しさえあります。就職前線は依然として超氷河期でございします。

二つ目は、老後の不安であります。昨日与党が採決を強行した年金改革法案は、夫婦で生涯の給付額が一千万円も目減りするという天下の悪法であります。これほど国民の不安を著しく増幅するものはありません。

三つ目は、増税と将来の悪性インフレへの不安であります。財政破綻が目の前にある現在、構造改革を断行することができない小淵政権には、将来の増税の道しか残されていないのではないのでしょうか。

国民がこのような三つの不安を抱えている限り、個人消費が上向くはずはありません。経済はますます不振をきわめることは明白であります。小淵総理は、景気回復という一鬼を追うと言われましたが、一体どうやってこの一鬼を捕まえるというのでしょうか。オプチノミックスというのは、結局、不安と経済不振のイタチごっこにすぎないではありませんか。小淵総理に反論があれば、お伺いしたいものであります。

さて、構造改革を断行できない小淵総理という事実を何よりも雄弁に物語るのが、今回政府から提出された預金保険法等の改正案であります。一昨年の金融国会において、民主党は、いわゆるベ

イオフの凍結が解除される二〇〇一年三月末までに不良債権処理を完了させ、金融不安を一掃すべきであると主張し続けたのであります。何よりも改革のスピードが要求される時代だからこそ、六十兆円という巨額の公的資金の投入もあって我々は認めたのであります。

しかしながら、小淵総理は、この間、長銀に四兆円、日債銀にも三兆円などと、破綻した銀行に湯水のごとく税金を投入し、大手銀行に七兆円以上の公的資金を資本注入しておきながら、ベイオフの凍結解除は結局先送り、これでは納税者は到底容認できません。小淵総理は、はつきりとしたプラス成長という公約のみならず、今や国際公約でもあったベイオフの凍結解除をも破棄したのであります。小淵総理の責任は極めて重大と言わざるを得ません。

国会であるいはそれ以外の場で何度も、ベイオフの凍結解除は予定どおり実施すると公言されてきた小淵総理及び宮澤大蔵大臣にお尋ねしますが、みずから約束されたこの重要な公約を破棄した責任を一体どのようにお感じになっておられるのか、反省の弁を率直にお伺いしたいと思います。あわせて、なぜ一國のリーダーたるお二人が、やると決めたことをやめざるを得なくなったのか、国民に対してきちんと御説明をいただきたいのであります。

さて、今回提出された預金保険法改正案は、越智前金融再生委員長の在任中に立案されたものであります。越智前委員長は、金融機関の検査に手心を加えると言わんばかりの発言をし、国民の厳しい批判を浴びました。さらに、日本の金融行政に対する内外の信頼を著しく損ねた責任は極めて重大であります。まさに政官業癒着という自民党守旧派の体質を体現する閣僚だったと言わざるを得ません。そのような閣僚が関与した法案を国会で急いで審議する価値がどこにあるのでしょうか。

谷垣金融再生委員長にお尋ねをいたしますが、本法案を改めて点検し直すお考えはないのでしょうか。越智前委員長の仕事内容を何の疑問も持たれずにそのまま引き継ぐのか、国民が注目しているところであり、きっちりとお答えをいただきたいと思ひます。

また、越智前委員長を任命した小淵総理は、任命権者の責任として、少なくとも、谷垣委員長に対し越智前委員長の仕事をすべて再点検させるように指示するべきではないか、お考えをお伺いしたいと思います。(拍手)

大手銀行に対しては、資本増強のため大義に七兆円を超える公的資金が投入されました。しかし、その根拠法である早期健全化法は、民主党が指摘してきたように、資産査定や引き当て率などの基準が甘く、金融不安を解消するには極めて不十分なものであります。案の定、その結果、大手銀行がみずから約束した中小企業向け融資の拡大という約束はほとんど守られておりません。貸し渋りも依然として解消しておりません。ペイオフの凍結解除を先送りせざるを得ないということは、まさに我々の指摘が正しかったことを如実に証明するものであります。民主党の提案する早期健全化法が成立していれば、このような失態を演じることはなかったはずであります。

小淵総理、宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員長にそれぞれお尋ねいたしますが、大手銀行の資本増強に七兆円を超える税金を投入しておきながら、なぜこれまで金融不安を解消できなかったのか、その理由をはっきりとお答えいただきたいと思ひます。あわせて、民主党は、法案審議に際しては大手銀行の頭取を国会に参考人として招致すべきであることを、この際つけ加えておきます。さて、ペイオフの凍結解除の理由として、信用金庫や信用協同組合の経営不安も指摘されております。そして、本法案では、信金や信組について早期健全化法に基づく資本増強が容易になるよう適用要件を見直した上で、その適用期限を一年延

長することとしております。しかし、そもそも早期健全化法は、金融システムに重大な支障が生ずるおそれがある場合、つまり、システムリスクに陥って、かつ存続可能な金融機関にのみ資本注入を実施する制度であり、資金量の小さな協同組織金融機関に適用するというならば、納税者、国民に納得のいくような十分な説明が必要だと思ひます。宮澤大蔵大臣の明快な御答弁をお願いいたします。

次に、金融再生法は、事後的な損失補てん、いわゆるロスシェアリングの規定がないことが欠点だという批判が一部にありまして、本法案に取り入れられております。しかしながら、このような批判は、我々は的外れだと考えます。すなわち、破綻した金融機関の資産を厳格に査定し、不良債権はすべて整理回収機構に売却すれば、優良資産だけが残り、事後的な損失補てんなどといった措置は必要ないはずであります。

一説では、長銀の資産査定の際に、本来第三分類や第四分類にすべき多くの貸し出しを第二分類にしたといひます。だからこそ、譲渡先のリップルウッドに足元を見られ、二千五百億円を超える株式含み益をただ同然で取得されたばかりか、将来の損失まで穴埋めしなければならぬような契約を強いられただけではないですか。このロスシェアリングの規定は、破綻した金融機関の資産を買い取ろうという金融機関のモラルハザードをもたらすものであり、いたずらに国民負担の増大につながるものだとお尋ねを頂けません。宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員長の明快な御見解をお伺ひいたします。

さて、金融再生法には、金融機関の財務内容の

透明性を確保するため、厳格な資産査定とその公表義務を課しております。しかしながら、金融再生法の金融整理管財人制度や承継銀行、ブリッジバンク制度、特別公的管理銀行制度が預金保険法に今回移行されるに当たり、本法案にはこれら財務内容の透明性確保に関する規定は見当たりません。まさにつまみ食いと言わねばなりません。ペイオフが、本来預金者に自己責任を求めるという意味合いを持つものであることを考えれば、金融機関にディスクロージャーを徹底させることは今後ますます重要性を増すものであります。なぜこの規定が抜け落ちたのか、宮澤大蔵大臣の釈明の弁を求めたいと思ひます。

いわゆるシステムリスクが予想される場合の例外的措置として、早期健全化法に基づく資本増強や、二〇〇二年三月末までの時限措置となっているペイオフコストを超える特別資金援助、そして金融再生法の特別公的管理銀行制度に相当する特別危機管理銀行制度が、今回預金保険法に移行されることになっております。

しかし、システムリスクの定義について、金融再生法では他の金融機関の連鎖的な破綻を生じさせるおそれがある場合など具体的に規定してあったものが、今回、抽象化、簡素化されており、裁量の余地を大きく残した点は問題であります。そして、システムリスクのおそれがあるときはペイオフコストを超える特別資金援助も可能となっておりますが、システムリスクの認定が裁量にゆだねられている以上、事実上、永遠にペイオフを実施しないことも可能ではありませんか。これは極めて問題であります。まさにペイオフそのものが換骨奪胎されたというほかありません。

せん。

しかも、預金保険料だけで危機対応業務に係る費用を賄えない場合、政府は財政措置を講ずることができるとしておりますが、国民負担は際限なく増加していくおそれがあります。

宮澤大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、本法案で想定しているシステムリスクとは一体どのような事態を指すのか、具体的に御説明を願ひたいと思ひます。また、国民負担の際限ない増加につながるおそれはないのか、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

今回の改正の最も重要な点は、生命保険会社の破綻処理費用として四千億円の公的資金を投入することにあります。まず第一に、なぜ公的資金を投入する必要があるか、小淵総理にその理由をお尋ねしたいと思ひます。

これだけの公的資金を投入するということは、破綻の危機に瀕している生命保険会社が現実にあるということだろうと考えますが、生命保険会社の経営の実態についても、谷垣金融再生委員長から御説明をお願いしたいと思ひます。これだけの国民の税金を使う以上、国民に対して、明快な、誠意を持った御答弁を期待します。

さて、生命保険会社は、業界全体で、この七年間に実に十兆円の逆さやに苦しんでおります。つまり、政府が銀行救済のためにとった超低金利政策のツケが、生命保険業界を苦しめる二因となっていることは明らかであります。

そして、この超低金利政策はまた、預金者、と

りわけ高齢者の生活を非常に苦しめております。超低金利政策がどれだけ家計から利子所得を奪い取ったか。一九九一年度の家計の利子所得は三十九兆円もあったのに、一九九七年度には十九兆円にまで激減しました。その間、銀行の業務純益は、三兆円から六兆円に倍増しているのではありません。まさに、超低金利政策という預金者を苦しめる政策を選択した当局の責任は、今、重大であります。

小淵総理及び宮澤大蔵大臣にお伺いいたしますが、超低金利政策という史上例を見ない金融政策を続けてきたことについて、現時点でどのようにお考えでしょうか。また、いつまで続けることが適当だと考えておられるか、御答弁を求めたいと思います。

しかしながら、超低金利政策の犠牲になった生命保険業界という図式を、すべての生命保険会社に当てはめることはできないと思います。中には、株式や債券の運用に失敗したり、不動産融資に手を出して不良債権を発生させたりといった単純な経営の失敗というケースも間々あるでしょう。このようにいろいろなケースの経営の失敗があるにもかかわらず、どの会社の保険契約者も同じように公的資金の恩恵を受けるということは、公平性という観点から見て問題ではないかと考えますが、宮澤大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

最後に、一言申し上げます。国民が苦しんできたこの平成大不況は、バブル崩壊による金融不安から始まりました。そして、橋本前総理による九兆円の負担増が引き金となり、財政構造改革の失敗がその不況に輪をかけ、

その後継者である小淵総理の無為無策によって、我が国発の世界金融恐慌さえ現実のものとなる寸前まで行ったのであります。そして、我が国は現在でも、小淵総理の経済失政により、苦しみ、もがき続けているのであります。

この平成大不況から脱却するには、何よりも構造改革が不可欠であります。加えて、史上空前の金融不安をもたらしたその原因と真相を解明し、あわせて責任者の責任を厳格に追及すべきであります。

そこで、我々民主党は、前総理秘書がかかわったとされる富士銀行不正融資事件を初め、金融犯罪について、国会で徹底した真相究明を行うべきだと考えます。このため、民主党は、一九三〇年代の米国の例に倣い、日本版ペコーラ委員会を設置することを強く求めるのであります。小淵総理の御見解をお尋ねして、私の質問を終わります。

(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 北橋健治議員にお答え申し上げます。

種々御主張の上、景気回復を実現するための経済運営についてお尋ねがありました。

平成十一年十一月十二月の実質GDPは、季節調整済み前期比で・四％のマイナスとなりましたが、これは一時的要因による面が大きく、本年に入ってから、消費、生産、企業収益等の面で明るい動きも見られております。

このため、我が国経済は、おおむね政府経済見通しで描いた回復過程をたどっているものと考えられており、平成十一年度は、おおむね実績見込み程度の成長の実現を期待いたしております。

私は、極めて厳しい我が国財政の状況に思いをいたし、財政構造改革という重要な課題は決して念頭より去ることはありません。しかしながら、今重要なことは、せっかく上向きかかってきた景気を本格的な回復軌道に乗せ、着実に国力の回復を図ることであり、このことがむしろ内閣の責任を果たすことであると考えております。

政府としては、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、景気を本格的な回復軌道に乗せていくとともに、揺るぎない経済の構造改革を推進するため、経済新生対策を初めとする諸施策を引き続き推進してまいります。

ペイオフの解禁時期の問題につきましては、与党間における真摯な議論の末、昨年末、一年延期することが適当である旨の合意がなされたところであります。

本件につきましては、政府といたしましては、我が国の経済を確実な安定軌道に乗せるためには、一部の中小金融機関について経営の一層の実態把握を図り、その改善を確実なものとする必要があり、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、与党間の合意も踏まえ、ペイオフ解禁の一年延長の措置をとることが適当と判断したところであります。

政府といたしましては、平成十四年三月末までの間、与えられた枠組みを活用してさらに強固な金融システムの構築を図るべく最大限の努力を行うことが重要と考えております。

越智前委員長の仕事についてのお尋ねがありました。

金融再生委員会は、これまでも明確なルールに基づき公正かつ透明性の高い金融行政を行うとの

基本理念のもと、破綻金融機関の迅速かつ果斷な処理及び公的資本増強などを着実に実施してきたところであります。今後とも、公正、透明性の一層の向上に十分留意しつつ、市場及び国民から信頼される金融行政の確立に努めてまいりたいと考えております。

早期健全化法による資本増強と金融不安についてお尋ねがありました。

金融機能再生法及び金融機能早期健全化法を車の両輪とする法的枠組みが整備され、その確かな運営が図られているところであります。また、公的資金による資本増強を契機として、いわゆるジャパン・プレミアムが解消されるなど、内外の信頼が回復されつつあり、我が国金融システムの安定化は進んでいると認識いたしております。

政府としては、我が国の経済を確実な安定軌道に乗せるためには、一部の中小金融機関について経営の改善を確実なものとする等によりまして、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、昨年末の与党間の合意を踏まえ、ペイオフの一年延長の措置をとることが適当と判断したところであります。

政府としては、平成十四年三月末までの間に、与えられた枠組みを活用してさらに強固な金融システムの構築を図るべく最大限の努力を行うことが重要と考えております。

生命保険会社の破綻処理費用として公的資金を投入する理由についてお尋ねがありました。

今回の生命保険契約者保護機構の財源対策は、保険契約者の保護及び生命保険に対する信頼の確保を図るとともに、生保危機に端を発する金融市場の不測の混乱を防止する、このことを目的とし

て行うものでありまして、仮に、今後生命保険各社の負担能力を超える破綻が生じた場合には、その破綻処理費用について、時限的に政府による補助を可能としたものであります。

次に、低金利政策についてお尋ねがありました。が、低金利により金利収入が減るなどの影響を受けておられる方々のいることは十分承知をいたしております。

他方、我が国経済は民需の動向が依然として弱い状況にあり、金利の低下が設備投資や住宅投資、ひいては雇用等の面で景気の下支えに貢献していることも否定できないと考えております。

いずれにしても、金融市場調節方針の決定等の金融政策は日本銀行の所管事項であり、日銀政策委員会金融政策決定会合において、現在の景気や金融市場の動向等を総合的に勘案しつつ、適切な対応がなされているものと考えております。

金融犯罪に関する日本版ペコラ委員会の設置についてのお尋ねであります。委員会の設置にかかわる問題は国会において御議論いただくべき事柄であると考えております。

いずれにいたしましても、御指摘の富士銀行不正融資事件を初めとする金融犯罪については、その関係者に対し、民事、刑事上の厳格な責任追究が行われたものと承知をいたしております。

以上、お答え申し上げましたが、残余の質問につきましましては、関係大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一君) たくさんの御質問がございましたので、できるだけ簡潔に一つ一つお答えを申し上げます。

ペイオフの解禁を一年延期することに決めましたのは昨年の暮れでございますが、おっしゃいますように、従来、政府はずっと十三年の三月というのを申し上げてきたわけでございます。

それで、起こりました変化はやはり信用組合の問題でございます。御承知のように、信用組合は従来都道府県の監督下にございまして、国は全くその内容を検査しておりませんのでわからないわけでございますけれども、大体年に二十、三十ぐらい倒産し、合併をしたりしております。しかもその中身がわからないということであつたわけでございますけれども、昨年の法律の改正によりまして、このたび、この四月から国が監督をすることになりました。

幸いにして、金融監督庁、財務局の検査体制がかなり整つてまいりましたので、ことしの四月から移管になりますと、内容は、恐らく決算書類がでますのは六月だと思ひますが、それに対してそういう国の検査をいたしまして、信用組合のうちあるものは破綻処理をする、また早期是正措置をする、また、必要があれば公的資金の援助もできるというこの仕事を六月から始めまして、どうも来年の三月までに終わるといふことは、これはやはり無理だなど。

しかし、それだけのことができるようになりますから、それならば、おっしゃいますように地方の金融機関等は中小企業と非常に縁が深いところですから、やはりこれも一つの国の金融のシステムの中へ抱きかかえていくことがいいのだらうというのを思ひまして、あえてそのための時間をちょうだいをしようとしたわけでございまして、現在かれこれ三百ぐらい残っておりますの

で、一年半もございましてそれだけの仕事は多分できて、国のシステムの中へ抱き込むことができると思ひます。

なお、これについて、一年ペイオフ解除を延期すると国勢的な信用を失うというようなこともございましてけれども、G7等でもそういうことはございまして、我が国の実態は大体理解されておる。また、大銀行についての資金援助は予定どおり十三年の三月に終わりますので、そういう意味で失うところはないという考えでいたしたものでございまして、御了解をいただきたいと存じます。

なお、次に、早期健全化法により随分大銀行に金をつぎ込んだらう、それでもなお、この今の様子ではどうかねというお話でございます。

それは、銀行、証券会社がつぶれましたところのことを考えますと、いわゆるジャパン・プレミアムの発生しまして、日本の銀行は外国で金を借りるのに特別なプレミアムを取られるということがございました。それから随分いろいろ金も入れましたが、今日、幸いにしてそういうことはございせんし、日本の金融機関あるいは金融システムの危機だということをおそろしく考えている人はいないだらう。

その点はまあまあ安定したと思ひますが、ただ、銀行がもう少しちゃんと仕事をしてもらいたいなということはおもひ思つておられます。やはりそこは、けがが治つて立ち直るのに手間がかかっている、そういう感はございまして、金融システムのピンチというものはおかげさまで解消いたしましたと思ひます。

それから、信用金庫、信用組合でございます

が、今でも早期健全化法は適用されるんですけども、これらには優先出資証券の発行が認められておらないものでございまして、いわゆる資金の増強をすることができない。これらはみんな中小企業向けの融資で地域に密着しておりますから、やはり助けられるものは助けた方がいいと考えまして、このたび、優先出資証券の発行はできることにいたしまして早期健全化法の適用をやるう、こういうことを考えたわけでございまして、それから、これは総理がお答えになられました、おまえも答えるという御注文がございました。

ロスシェアリングは、確かにある意味でなじまないというふうに分ちあつていらつしやるんだと思ひますけれども、破綻金融機関の資産がどれだけあるかということはお互いになかなかわからないことではございまして、これが決定しませんでしたと受け皿がなかなか名乗りを上げてこない、どうしてもそういう問題がございまして、どれだけ精緻に計算しても、その間に劣化をするという危険がございまして、そこで受け皿にも安心してもらうためには、将来お互いに思ひなかつたような劣化が生じたときには、それはある程度やり見ましようということではないとかなかなか手を挙げてこないという問題に对应しようとしたわけでございまして、文字どおりロスシェアリングでございますから、片方だけがロスを受けるのではなくて、お互いにシェアする、一部を補てんするわけでございまして、そういう意味でのモラルリスクは少ないだらうと考えております。

それから、金融機関の透明性、あるいは預金者の自己責任等々、これらについての規定は平成十

年につくりましたいわゆる金融システム改革法に大体みんな入っておりますので、それでカバーされておると考えております。

それから、システムリスクのことでございますが、これは確かに非常に難しい問題だと私も考えております。こういうことはもう二度とないとは思いますが、法律の条文によりまして、措置が講じられなければ、我が国または当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときに、金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が判断する、かなり重い規定になっておりますから、そうしよつちゅう発動することはできませんし、また重過ぎて絶対に発動できないということでも問題でございます。それから、金融危機対応会議の議を経て総理大臣が判断、まあ今考えております限り、こういう事態が再度我が国に訪れるとは思いませんけれども、そういう趣旨の規定でございます。

それから、超低金利政策、これは御承知のように昨年の二月から日本銀行が始められた政策で、これは日本銀行が決めることですが、私自身は、非常に有用な役目を果たしてきています。確かに、金利で暮らしに困っている方は非常に苦痛をお与えしていることは存じておりますから、その点はそうでございますけれども、しかし、設備投資あるいは住宅投資、雇用の面で、低い金利というものは私は大変にポジティブな役割を果たしておると思っております。またそれは多少長期金利にも影響を与えておりまして、国債の金利等も今のようなどころでとまっておりますというふうに考えております。

民間の資金需要が出てまいりますれば、自然にこういう状況は変わってまいらると思っております。それは日銀の政策委員会に決定をさせていただければいいことではないかと思っております。

それから、もう一つ最後の問題は保険契約の問題でございますけれども、このたびの措置は、保険会社の救済というよりは契約者の保護、生命保険に対する国民の信頼の確保と申しますか、それから生保危機に端を発する金融危機というものを防ぎたいという趣旨でございます。

なお、破綻した会社の経営責任は、今回の改正法案において、金融機関の破綻の場合と同じように、保険管理人に対しまして破綻保険会社の経営者に対する民事上、刑事上の責任追及を義務づけることとしたしております。

(拍手)

○国務大臣(谷垣 一 君) 北橋議員にお答えいたします。

まず、預金保険法改正案を見直すべきではないかというお尋ねがございましたが、この法案は、一つは、預金全額保護の特例措置終了後に恒久的な制度を整備する必要がある、そのあり方を示した昨年十二月の金融審議会答申、これを一つ踏まえております。

それからもう一つは、先ほど、総理、大蔵大臣もお触れになりましたけれども、一部の中小機関につきまして、経営の一層の実態把握を図って、その改善を確実にすることなどによって、より強固な金融システムの構築を図る必要がある、この観点からなされた与党三党の合意が昨年ございました。

この二つを踏まえまして大蔵省とともに作成をいたしまして、御審議をお願いしているところでございます。

この法案につきましては、私としては、政府として十分な議論、検討を行った上で作成したものと考えておりますので、よろしく御審議を賜りたいと考えております。

それから次に、大手銀行の資本増強に七兆円を超える税金を投入しておきながら、なぜ金融不安を解消できなかったのかというお問い合わせございました。

これも、総理、大蔵大臣の御答弁にもございましたように、我が国の金融システムは、二年前の金融国会におきましてつくっていただいた早期健全化法それから金融再生法の枠組みを活用して、官民一体となって不良債権の処理や金融機関の再編などに集中的に取り組んできた結果として、日本の金融システムに対する信認は、現在、回復しつつあって、一時期と比較して確実に安定性を取り戻してきている状況にあると考えております。

その上で、先ほど大蔵大臣もお触れになりましたけれども、一部の中小機関、これの改善を一層確実にものにする必要があることから、信用組合等についても資本増強を可能とする優先出資法等の改正を含む法案を今国会に提出して、御審議をお願いしているところでありますが、与えられた猶予期間中に、金融再生法や早期健全化法、あるいはこの改正法による枠組みなど、それに加えて金融監督庁による厳正な検査監督を通じて、より強固な金融システムの構築に向けて最善の努力を図ってまいりたい、このように考えております。

それから、ロスシエアリングについてのお尋ねでございますが、宮澤大蔵大臣からも詳しく御答弁がございました。今まで、破綻金融機関の資産の内容に対する不安から承継先がなかなかあらわれない、こういうことがございましたので、今回の仕組みの導入をお願いしているわけでありますが、宮澤大蔵大臣が御答弁で申された、モラルハザードの危険はリスクを負担することであるから余り心配しなくてよいということにつけ加えまして、この仕組みによって営業譲渡の迅速化が図られるならば、時間の経過による資産の劣化の防止などによって、破綻処理に要するコストも軽減されることが期待できるのではないかと考えております。

なお、議員御指摘の、長銀が保有すべき資産として適当であるか否かの認定が甘かったのではないかと、こういうことでございますが、金融再生委員会といたしましては、金融再生法に基づく金融再生委員会告示ののっとり、債務者の債務の履行状況及び債務者の財務内容の健全性などに基づいて、債務者の実情に応じて適切に判定を行ったと考えております。

それから、生命保険会社の経営状況についてのお尋ねでございますが、生命保険会社につきましては、有価証券含み損益の改善も見られるものの、引き続き保有契約高の減少や運用利回りの低下などに見られるような厳しい経営環境にあるというふうに見えております。

このようなかで、各社におきましては、経営効率化の推進、自己資本の充実など経営基盤の強化、あるいは資産構成の組みかえ等に努めているところである、このように聞いておりますし、ま

た、そのように認識をいたしております。
以上でございます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 矢島恒夫君。

(矢島恒夫君登壇)

○矢島恒夫君 私は、日本共産党を代表して、預金保険法等の一部を改正する法律案外二法案について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。
まず最初に、預金保険法等の一部改正案についてであります。

日本共産党は、一貫して金融機関の破綻処理への公的資金投入策に反対し、アメリカの教訓にも学んで、金融業界の自己責任で処理するよう求めてきました。

ところが、本法案は、これまでのやり方を反省するどころか、従来の金融業界支援のための公的資金投入の規模と期限をますます拡大しているのがあります。そして、現行の預金の全額保護措置の期限を当初予定していた二〇〇一年三月末から一年延長することを口実にして、公的資金による破綻銀行処理策を二〇〇二年三月末まで延長することを提案し、あわせて、現在預金保険機構に交付されている七兆円の国債に新たに六兆円を積み増ししようというのであります。

政府は、九六年に信用組合の破綻処理に公的資金を投入する仕組みをつくって以降、その対象も、金額も、投入の手法も拡大し、今や六十兆円規模の公的資金投入策を実行するに至っています。この公的資金枠は、来年度予算と本法案により七十兆円となるのであります。

政府は、信用組合への公的資金投入策をつくつ

たときは、信組以外には入れないと言いつつ、それを踏みにじって対象を銀行に広げ、交付国債七兆円を含む十七兆円資金枠をつくったときも、これが底をつくことはないと言いつつしてきました。ところが、今回、七兆円では足りなくなったから六兆円積み増そうというのであります。これは、政府みずからの言明を繰り返して、公的資金枠を拡大してきたそのやり方を今回またや繰り返そうということではありませんか。総理、この責任は極めて重大であります。総理はこの事態を一体国民にどう説明するつもりですか。

今回の交付国債の積み増しに当たって、宮澤蔵相は、これが足りないなんということはちょっと考えられないと述べています。しかし、今日までの長銀につき込んだものを含め、約四・八兆円の交付国債を償還しています。さらに、今後、日債銀に約三兆円を使い、引き続き、国民銀行など五銀行、八信金、二十三信組の処理が控えています。受け皿金融機関の二次ロス補てんなど、資金援助の対象も拡大し、公的資金の使用期限を一年延長したことで支出増も当然想定されるのではあります。もうこれ以上の増額はしないと断言できるのですか。結局、足りなくなったら、また国民に負担を求めていくのではありませんか。総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

二〇〇〇年度予算は、当初予算で史上最高となる二十三兆円もの巨額の赤字国債の発行を予定していますが、その二割に当たる四・五兆円が交付国債の償還金であります。我が国の危機的財政状況に銀行支援のための財政支出が与えている影響をどのように受けとめておられるのか。銀行支援策は、我が国の財政破綻を一層加速させることは

明らかではありませんか。

この間の経過で、一たん財政資金による銀行支援の蛇口を開けば、果てしない国民負担につながるということは明らかで、破綻処理の資金が足りなくなったら、国民に負担を押しつけるのではなく、預金保険料率の引き上げを含め、銀行業界の負担を検討すべきであります。総理はそう考えなかったのですか。見解を求めます。

既に国民負担は九兆円を超えることが確実であり、今回、最大十三兆円もの負担を国民に求めています。総理は、銀行には負担能力はないが国民には負担能力があると考えているのですか。明確な答弁を求めます。

さらに問題なのは、本法案が、金融危機への対応という名目で、新たな恒久的な財政資金投入の道を開いていることでもあります。

本法案は、二〇〇一年三月以降も、金融危機への対応として、ペイオフコストを超える特別資金援助や預金保険機構による資本注入、特別公的管理と同様の特別危機管理を恒久措置として新設し、そのために政府が財政措置をとることを可能にしています。

法案では、金融システムが危機的状況となったときに、これらの措置をとるために、必要資金を政府保証付きの借り入れや債券発行で賄い、事後的に金融機関から負担金を納付させることにしています。その上で、予算の定める範囲内で、当該業務に要する費用の一部を補助するため、財政資金の投入をするとしています。しかし、どうして財政資金を投入する必要があるのですか。借り入れで当面賄い、事後的に金融機関から負担金を取る仕組みがあるのなら、財政資金を投入する

必要はないのではありませんか。総理の答弁を求めます。

また、本法案では、財政資金投入を行う場合は、金融機関の負担金だけで費用を賄えば、金融機関の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときに限るとしています。しかし、そもそも特例措置は、重大な信用不安があるときに行われるものであります。しかも、それを判断するのは政府であります。安易な財政資金の投入となることは明らかだと思いますが、総理の見解を求めます。

財政資金投入の道を開けば、金融業界の中に安易な財政資金への依存心が生まれます。本来なら担えるはずの負担さえ避けようとするのではありませんか。今政府がすべきことは、財政資金投入の仕組みづくりではなく、金融業界の中に自己責任原則を確立することです。今回の措置は、その妨げとなるものではありませんか。総理の認識を明らかにしていただきたいと思ひます。(拍手)

この間、政府がやってきたことは、超低金利を異例の長期にわたり継続し、預金者にし寄せを押しつけるとともに、公的資金投入に道を開き、その額をますます拡大し、国民負担を強めてきたことでもあります。そして、巨大銀行をますます巨大化する大型合併再編を推進してきました。この間、大銀行は、中小企業などに対する貸し渋りや、貸しはがしと呼ばれる血も涙もない回収をはしいまにしました。また、悪徳商工ローンなどに対して、一ないし二%という低金利で資金供給者の役割を果たしていることが明らかとなっています。

政府は、これらの大銀行にどういう指導監督をしたのですか。大銀行を甘やかすだけ甘やかし、当然やるべき監督と指導の強化を怠ってきたのはありませんか。越智前金融再生委員長の言動も、単に一大臣の失言という性格のものではなく、この間の政府の金融監督の姿勢を知らずもあらわしたことの何物でもありません。国民の金融機関と金融行政に対する信頼を回復させられなかった政府の責任は大きいと言わざるを得ません。

総理はその責任をどう考えているのですか。大銀行を甘やかす行政から厳しくつける行政へ転換することこそが国民の期待にこたえる方向ではありませんか。総理の答弁を求めます。

本法案は、巨大銀行には甘い一方、信用金庫、信用組合など地域中小企業を対象とした金融機関に対しては厳しい姿勢で臨んでいます。そして、整理淘汰を一気に進めようとしています。すなわち、本法案は、信用組合等に対する優先出資を認め、公的資金による資本注入の対象にしようとしています。

言うまでもなく、信用金庫、信用組合など協同組織金融機関は、本来、会員、組合員の相互扶助のための金融機関であり、基本的には構成員である中小企業の出資によって支えられているものがあります。

したがって、たとえ出資が不足する場合でも、会員や関係者の出資をふやすことによって対応すべきであり、いたずらに外部からの資本注入に頼るべきではありません。優先出資とはいえ、外部からの資本注入が行われると、配当原資の確保のために収益拡大が優先課題となり、中小企業や地

域経済への貢献という信用組合等の本来の機能が損なわれることになりませんか。

地域金融機関は、地域性、共同性を一層発揮する方向でこそ生き残りの道を開くことができるのだと思います。アメリカの地域再投資法のように、地域経済の金融ニーズへの貢献を金融機関の評価の基準とするなど、そのための環境をつくるのが政府に求められているではありませんか。総理の答弁を求めます。

また、優先出資による資本注入はどのような基準で行われるのですか。資本注入を受けた信用組合も健全化計画の提出を求められるため、合理化を迫られ、また優先株の償還財源の確保のために一層収益拡大に走らされることになり、従来からの取引先である中小企業を切り捨てたり、地域経済を顧みない経営に追いやるおそれはありませんか。総理の見解を求めます。

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正法案について質問いたします。

景気低迷と低金利のもとで、生命保険会社は今深刻な危機にあると言われています。しかし、今日の事態を招いた第一の責任は、投機的分野での乱脈な資金運用を行ってきた保険会社の経営陣にあります。さらに、これに対して適切な指導監督を怠ったばかりか、生命保険会社の事態を隠ぺいしてきた政府にも重大な責任があります。その点を政府はどのように認識しているのか、総理の明確な答弁を求めます。

既に日産生命及び東邦生命が破綻しましたが、両生命保険会社とも保険契約者に一方的に犠牲を押しつけて処理しました。このこと自体重大問題

であります。ところが、今回提出されている改正法案は、早期是正措置の名によって、破綻前に契約条件の変更ができるようにしようとしているのであります。これは、破綻しそうだという名目で契約者に犠牲を一方的に押しつけ、保険会社を救済し、保険業界の再編を推し進めようとするものではありませんか。

これは、社会保障制度が極めて不十分な我が国で、老後の生活を守るために、あるいは健康を損ねた場合の保障のためにと長年積み上げてきた国民のささやかな願いを断ち切ることになるのであります。これは、憲法に定められた国民の財産権に対する重大な侵害ではありませんか。総理の答弁を求めます。

経営者がみずから招いた失敗を保険契約者、国民の犠牲によって切り抜けようとすることは断じて許されません。保険業界内部で解決するのが当然であります。税金投入をやめ、保険契約者保護機構を業界の負担で強化すべきであります。総理の明快な見解を求めます。

最後に、重ねて銀行や生命保険会社への公的資金投入をやめるよう訴えらるとともに、預金保険法等三法案は国民生活に深くかかわる重要法案であり、慎重な審議を行うよう強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 矢島恒夫議員にお答え申し上げます。

まず、交付国債の増額についてのお尋ねでありました。今回の預金保険機構に交付する国債の六兆円増額は、平成十年二月に現在の枠組みを設定したときには想定していなかった長銀、日債銀の

処理に要する金額の見込みが六兆円台であること等を勘案して決定したものであります。したがって、長銀、日債銀の処理を除けば、現行の七兆円の枠で十分であり、預金保険機構に交付する国債をさらに追加することは考えておりません。交付国債の償還が与える影響についてお尋ねでありましたが、金融システム安定化、預金者保護を図るため、今回の預金保険法改正案によって預金保険機構への交付国債を六兆円増額し、あわせて、平成十二年度予算においては、その償還財源として四・五兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れる措置を講じております。

今回の措置によりまして、金融システムの安定化の最終局面を乗り切るための準備が整ったものと考えており、今回の予算をもって、金融システム安定化に向けて必要な措置は確保されたものと確信いたしております。

預金保険料率の引き上げを検討すべきところのお尋ねですが、金融機関の預金保険料率の引き上げにつきましては、現在の金融機関の保険料負担が平成七年度以前の七倍と極めて高い水準になっていることなどから困難であると考えられ、預金等の全額保護に万全を期し、国民の不安を生じさせることのないよう、交付国債の増額によりまして財源の手当てを行うこととしたものであります。

金融危機への対応に係る政府の財政措置に関するお尋ねであります。例外的措置の発動に係る費用は金融機関の負担金で賄うことが原則であり、財政措置を講ずるのは、あくまでも、負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、金融機関の財務の状況を著しく悪化させ、我

が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときに限っているところであります。

危機的な事態における例外的措置に関して、財政資金が安易に投入される可能性が極めて高いのではないかとお尋ねであります。例外的措置は、個々のケースごとに金融危機対応会議の議を経た上で内閣総理大臣が判断をするという厳格な手続を踏むこととしておりまして、御指摘のように安易に財政資金の投入につながるということにはならず、したがって、金融機関のモラルハザードを助長するものではないと考えております。

貸し渋りや貸しはがしの問題についてお尋ねですが、政府におきまして、これまで信用保証協会等の信用補完制度の拡充等のさまざまな措置を講じる一方、各金融機関に対して、さまざまな機会を通じて貸し渋りの防止等の要請を行ってきております。

また、金融行政の転換についてお尋ねでありましたが、現在、金融機関の経営に市場規律と自己責任原則を徹底させることを基本に対応しているところでありまして、引き続きこのような努力を続け、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を確立し、我が国金融システム及び金融行政に対する国民の信頼の確保に努めてまいり所存であります。

米国の地域再投資法のように、地域経済の金融ニーズへの貢献を金融機関の評価基準としてはどうかとお尋ねであります。金融機関の個々の取引は民間当事者間の私的契約上のものでありまして、基本的には、法律で義務づけるような性格のものではないと考えております。

しかしながら、各金融機関がそれぞれの地域において、中小企業への融資を初め、地域経済の発展のためさまざまな貢献をすることは望ましいことと考えており、これまで、早期健全化法に基づくと地銀、第二地銀への資本増強に当たりまして、地域経済への貢献について金融再生委員会において評価を行い、配当率等の条件に反映させているほか、経営健全化計画において中小企業向けの貸出残高を原則として増加させることにしているなど、地域のニーズに応じた運用がなされていると承知をいたしております。

また、優先出資による資本注入についてのお尋ねでありましたが、優先出資を活用した協同組織金融機関に対する具体的な公的資金増強のあり方につきましては、今後金融再生委員会において検討がなされるものと考えておりますが、その際、償還財源確保のための収益計画のみならず、従来同様、地域経済への貢献や中小企業向け貸し出し状況等を視野に入れつつ、地域の実情に応じた適切な運用がなされることを期待いたしております。

生命保険会社の経営実態と監督責任についてのお尋ねであります。生命保険会社各社は、運用利回りの低下などに見られる厳しい経営環境の中で経営効率化の推進等に努めているところと承知をいたしております。

政府といたしましては、これまでも、検査やモニタリング等を通じて生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保等に努めてまいりました。今後とも、検査結果等を踏まえつつ、必要に応じ早期是正措置を発動することも含め、適切に監督を行っていく所存でございます。

保険業法改正案の早期是正措置は、保険契約者に犠牲を一方的に押しつけるもので、憲法に定められた国民の財産権の侵害ではないかとお尋ねであります。

今回の保険業法改正案におきましては、行政命令である早期是正措置により契約条件の変更等を可能にする規定は設けておりません。

他方、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律改正案におきましては、保険相互会社への更生手続の適用によりまして、債務超過に陥る前の早期の手続開始や契約条件の変更等の権利調整を可能といたしておりますが、これは、会社更生法と同様の規定にのっとり、司法手続のもとで行われるものであり、憲法に定められた国民の財産権に対する侵害であるとの御指摘は当たらないものと考えております。

保険契約者保護機構の財源対策は、公的資金の投入ではなく業界の負担で行うべきではないかとお尋ねであります。現行の生命保険契約者保護機構の財源は、生命保険各社の負担により総額四千六百億円が拠出されることとなっており、今回の財源対策におきましてはさらに総額一千億円の追加拠出を行うこととなっております。

このほかに、既に生命保険会社は日産生命の破綻処理費用として総額二千億円を負担していることや、生命保険業界を取り巻く厳しい経営環境を踏まえれば、業界負担を強化することにはおのずから限界があると考えております。

こうしたことから、今回の改正によりまして、今後の生命保険各社の負担能力を超える破綻が生じた場合には、その破綻処理費用について時限的に政府による補助を可能としたものであります。

以上、お答え申し上げましたが、残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一君) 預金保険機構に交付した国債でございますが、このたびの六兆円で十三兆円になるわけでございます。それで、これから処理すべきもの。御存じの長銀、それから日債銀、あとは余り大きくございません金融機関、信用組合等が十近くでございます。その程度でございます。そして、今これから大きな破綻が出るといふふうには考えませんので、これで十分であると思っております。

なお、財源としては、国債整理基金に四兆五千億円、それからN T Tの売上代金が一兆四千億円ぐらい、ほぼ六兆円相当額を用意いたしております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 横光克彦君。

(横光克彦君登壇)

○横光克彦君 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしました。ただいま議題となりました預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、小淵総理並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

まず最初に、小淵総理にどうしてただしておかなければならないことがあります。それは、ペイオフ解禁を延期する妥当性のみならず、何らの理由も見出せないからであります。

例えば、延期へとかじ取りをするきつかけになりました昨年末の与党三党の合意文書を幾ら仔細に読み取ろうといたしましても、預金者保護に触

れた箇所が一言一句見当たりません。このことは極めて不可解と言わざるを得ないのであります。それゆえにこそ、経営基盤が概して弱いと言われ、おとります信用組合等を保護するためにとられた措置という見方が一般的になってしまったのではないでしようか。

私自身は、信組の体力に關して、この見方を必ずしも支持するものではありませんが、今回の措置が、信組は押しなべて経営基盤が脆弱であるとの烙印を押しかねない副作用を生じさせてしまった、その罪は決して軽いものではありません。

何より、地域に根づく中小企業の皆さんを支えるために地道に精進し、真剣にペイオフの解禁に備えてきた多くの信用組合の皆さんにとっては、あつた迷惑以外の何物でもない、同情を禁じ得ないものであります。

今回の解禁延長が、いかなる経緯で、かつ、どのようなねらいのもとに提案されたのか、国民が納得できる説明を求めるものであります。

百歩譲って、中小企業の保護に万全を期す観点から、つまりは善意かつ善良な借り手対策として検討される価値、意味があったとしても、体力が尽きかけた金融機関を延命させればさせるほど、自己資本比率の維持のみが至上命題となり、結果的には正常な貸出先企業への融資は細るばかりという、当然の論理的帰結にたどり着かざるを得ないのであります。

地元に着する地域金融機関としての重要性を深く認識するのならば、総ぐるみの保護策ではなく、不健全な機関には早急に退場を促して、健全な金融機関に営業を引き継がせることが、善良な借り手対策の本旨にかなうと断言し得るのであります。

あります。明確な答弁を求めたいと思います。政府案では、地銀、生保など機関投資家が買った金融債や銀行間取引も全額保護になります。このように、本来自己責任が問われるべき金融のプロ筋までもが国民負担で守られる、そんな大甘な状態が一年余計に続くことになりす。

この預金の全額保護のために、今用意されております六十兆円が来年度からは七十兆円になります。預金カットの不安はなくなるものの、全額保護の原資は公的資金であり、将来増税として国民にはね返る事態は容易に想定できるものであります。また、個人預金者の大半は一千万円以下とも言われております。予定どおり凍結解除が行われたとしても全額保護されるという現実も見逃されはなりません。つまりは、富裕層やプロを保護するために国民大衆は税金を搾り取られるという、容認しがたい結果が用意されていると厳しく批判せざるを得ないのであります。

延長される一年の間に生ずる支出に關しては一切国民に負担を求めることはしないと明言できましか。明確な答弁を求めたいと思ひます。(拍手)

この混乱を招いた張本人は、小淵総理、あなたにあると言わざるを得ません。ペイオフ延期論者でありました越智通雄氏を、事もあるうに金融再生委員長に任命しただけでなく、金融機関の検査について配慮を加える旨という言語道断の発言を行い辞職に追い込まれるような人材を登用するだけの見識しか持ち合わせていなかったことをはしなくも露呈したからであります。

この失態にかながみ、かつ謙虚に反省するのならば、本案にあるペイオフ解禁に係る凍結部分の撤回こそが総理としての責任ある対応となるのであります。

はありませんか。明確な答弁をお願いいたします。次に、谷垣金融再生委員長にお尋ねをいたします。

この四月から、信用組合等に対する検査監督権限が都道府県から金融監督庁に移ることをとらえて、信用組合の検査や処理が来年度三月末までには間に合わないなどの理屈が延期論者のよりどころになっていたとも聞いております。

しかし、使命感に燃える監督庁の皆さんがそんな弱音を吐くとは信じられません。現に、監督庁の職員には、当初の期日までに十分に検査、処理は可能であったという声も聞いております。この点に關し、再生委員長の率直な見解をお述べください。

自民党政権が九五年にペイオフ延期を決めたのは、一に、金融機関の破綻処理に当たり、善意の預金者に損失を求めることについては明確な国民的コンセンサスが形成されていなかったこと、二に、金融機関が不良債権問題を抱えており、信用不安が醸成しやすい状況にあったこと、三に、デイスクロージャーが実施途上にあり、預金者に自己責任を求めるに足る情報が提供されていなかったことなどから、預金者に対して直ちにペイオフという形で経営破綻による損失の分担を求めることは困難であるという認識から、やむを得ざる選択でありました。

ただし、できるだけ早期に、遅くとも五年以内に、預金者についても自己責任を問ひ得る環境整備を完了することを命題とした上で、五年間に限って臨時異例の措置がとられたのであります。したがって、政府の課題は、五年間というみず

からが設定した期間内において、金融自由化以降にふさわしい、透明で安定的な金融システムをいかに構築していくかであったはずです。

この方針が確固不拔のものであることは、九八年十二月に設置されました金融再生委員会が、破綻処理において預金者が完全に保護される二〇〇一年三月末までに、揺らぐことのない強い競争力を持った金融システムを再構築するという大方針を鮮明にしたことから明らかであります。

金融監督庁としては、来年度三月末までに万端の準備を整えるよう各金融機関に強く求めてきたのであります。先ほども申し上げましたように、その目算も立っていたはずであります。にもかかわらず、今回の与党三党の合意は、確たる論拠も示さず、一片の紙切れで、九五年以降の、国民の意向、批判等を真摯に受けとめつつ、不退転の決意で積み重ねられてきた公約をいとも簡単に葬り去ったのであります。まさに没義道もこれにきまわったと断ぜざるを得ないのであります。

金融監督庁がこれまで行ってきた取り組み、努力から、到底認めがたい内容に違ひないはずです。何より、かなえの軽重を問われてしかるべき事態に至ったと認識すべきではありませんか。

再生委員長におかれましては、政府内においてどのような主張をされたのか、明確にお答えください。

最後に、宮澤大蔵大臣にお聞きいたします。

延長の論拠は、経済の混乱を招かないためというもっともらしい体裁を整えているかに見えます。しかし、冷静に検証すれば、実際は金融安定化に逆行する愚策であることは明白であります。

例えば、一年間といえども、問題のある金融機

関の処理をおくらせると、その資産をさらに劣化させて、最終的な処理に要する費用が膨張せざるを得ないのは、どのように理屈づけしようかと糊塗し得るものではありません。この一つをとってみても、延長の非を強く与党に訴え、見直しを求めていく責務が、財政を預かる大蔵大臣にはあつたはずで、見解を求めます。

金融庁発足までの間、企画を担わざるを得ない大蔵省としては、準備おくれの信組等のツケを全金融機関に負わせるような延期論にくみするのではなく、当該信組等の再編や構造改革を促す果敢な政策の構築こそが求められていたはずで、政府原案のままでは、システムの弱い輪に合わせるという護送船団方式が忌まわしくも生まれ変わったものと断ぜざるを得ません。全面延長の愚を避け、システムの脆弱な部分を政策措置等で強化する手だてこそを追求すべきだったと確信いたします。明確なる答弁を求めるものであります。

また、ペイオフ解禁後であっても、システムリスクが起りかねない緊急時には、預金の全額保護などの特例を復活できる例外的措置も用意されております。しかし、安易な救済策に利用されるおそれがあるだけでなく、最悪の場合は財政資金をつぎ込まざるを得ないにもかかわらず、その発動基準は極めてあいまいです。

動かしませんでした理屈は後からついてくる、そういった発想は無責任のそりを免れません。発動基準に関しては、政省令の範囲におさまる課題と言えるかもしれませんが、最大限、審議過程の中で明らかにして、国民的な評価を仰ぐ必要があると考えます。見解をお示しいただくことをお願いいたします、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 横光克彦議員にお答え申し上げます。

ペイオフの解禁時期の問題につきましては、与党間における真摯な議論の末、昨年末、一年延長することが適当である旨合意がなされたところであります。

本件につきましては、政府といたしましては、我が国の経済を確実な安定軌道に乗せるためには、一部の中小金融機関について、経営の一層の実態把握を図り、その改善を確実なものとするに等により、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、与党間の合意も踏まえ、ペイオフ解禁の一年延長の措置をとることが適当と判断したところであります。

ペイオフの凍結はもとより預金者保護のための措置であります。政府といたしましては、平成十四年三月末までの間に、与えられた枠組みを活用して、さらに強固な金融システムの構築を図るべく最大限の努力を行うことが重要と考えております。

不健全な金融機関の退場と健全な金融機関への引き継ぎが善良なる借り手対策に資するとの御指摘であります。信用組合等を含めた金融機関は、ペイオフ解禁までの間に、不良債権の抜本的処理、資本基盤の充実、経営のスリム化、再編、提携による収益力の強化などを通じて、効率的かつ安定した金融機関として預金者や市場から十分な信頼を得られるよう最大限の努力をすることが求められており、今後も、これを緩めることなく、厳しい努力を続ける必要があると考えます。こうした金融機関の努力が実を結ぶことが、ひい

ては資金の円滑な供給に資するものと考えており、政府としても、より強固な金融システムの構築が図られるよう最善の努力を払ってまいります。

ペイオフ解禁の一年延長に伴う国民負担に関するお尋ねでありましたが、現在、預金保険法、金融再生法及び金融機能早期健全化法の法的枠組みを活用すること等により、官民一体となって金融システムの安定化のために懸命の努力が行われているところであり、今回の決定によりその努力がなおそかになることはないと考えております。

また、金融機関の破綻処理について申し上げれば、金融監督庁設立後現在までに検査の一巡してない信用金庫及び信用組合についても平成十二年度末までには検査が一巡する見込みであり、仮に経営状況の回復の見込みがないと判断されるものがあれば、金融再生委員会及び金融監督庁において、できるだけ早期に破綻処理を行うこととなります。したがって、ペイオフ解禁の一年延長に伴って国民負担が大きくなることはないと考えております。

ペイオフ解禁の凍結を撤回すべきではないかとお尋ねでありましたが、金融再生委員長がその職を辞任するに至ったことは、任命権者である私として、まことに残念かつ遺憾であると考えておりますが、ペイオフの問題につきましては先ほど申し上げましたとおりであり、ペイオフ解禁の一年延期を本法案の中から撤回する考えはございません。

いずれにいたしましても、現下の我が国の重要課題である金融システムの再構築につきまして、内閣として万全を尽くすことにより、その責務を

果たしてまいりたいと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほども申し上げましたが、信用組合というのは、従来、大体年に二十か三十分くらいずつおられておりました、それは、政府としてはしかし監督権限がないものでございまして、どうもやむを得ないことであったわけでございます。

それが、この四月から政府が監督することになりますので、やはりそれはきちんとして、全部残そうなんと思つていまして、それは当然破綻処理をするものもありまして、早期是正措置もありまして、公的資金もあるかもしれせん。それは、四月に権限が監督庁に移りまして、恐らく決算が六月でしょうから、そこから来年の三月までにそれだけのことをしろというの、非常に監督庁は増強されましたし、財務局も一生懸命やっても、ちょっとやはり無理であろう、こう考えました。

しかし、ほっとけばいいじゃないかということも、やはり地方の一つの大事な存在で、中小企業に關係はありますし、こうなりましたら、やはり国の検査のもとに、いいものだけが残つていくというふうにした方がいいんじゃないかという判断をいたしましたわけです。

もちろん、一年延ばしましても、銀行についての公的資金導入なんというものは延ばすわけではございませんから、それに、今の状況でどこかに大きな破綻があるというような感じもございせんから、私は、失うものはないのではないかと。対

外的な評判というようにもございましてしたけれども、結局そういう問題にもなりませんでしたので、かえって、信用組合というものが最終的にやはり政府の検査を受けてきちんとしたもの、残るものは残っていくというのは、私は地方のためにもいいことではないかというふうに思っております。

それからもう一つは、いわゆる、法律の中で、システムリスクがあるとき、文章を申し上げますと、例外的措置が講じられなければ、我が国または当該金融機関が業務を行っている地域の信用の秩序に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められたとき、まあこういうことは再度我が国にはないであろうと思いますが、しかし、その場合でも、総務大臣が金融危機対応会議を開かれて判断されるという規定でございまして、こういう規定はあるがいか、ないがいかということになると思いますが、やはり万一のことを考えて、発動を重い条件にするということではないかというふうに政府としては考えたわけでございます。(拍手)

〔国務大臣谷垣一君登壇〕
○国務大臣(谷垣一君) 横光議員にお答えいたします。

信用組合の検査、処理とペイオフ延期との関係についてのお尋ねがございました。

我が国の金融システムにつきましては、先ほど北橋議員にもお答えしたところでございますが、二年前の金融国会で御議論いただきおつくりいただいた法の枠組みを用い、官民一体となって取り組んでまいりまして、その結果、安定化してきている状況にある、こう考えております。

しかし、先ほど宮澤大臣からも御答弁がありましたように、現在、都道府県の監督下にありまして、この四月から検査監督権限が国に移管される信用組合などの一部の中小金融機関につきましては、経営の一層の実態把握を図って、その改善を確かなものとするなどによって、より強固な金融システムの構築を図る必要があると考えております。

信用組合等の協同組織金融機関につきましては、今まで優先出資証券の発行が認められていないという優先出資法上の問題に加えて、早期健全化法の要件が必ずしもこうした信用組合などに適用しやすいものとなっていないといったことから、早期健全化法の資本増強の仕組みを活用することが難しいまま今日に至っておりますが、今回御審議をお願いしている法案には、優先出資法などを改正して協同組織金融機関につきましても資本増強を可能とする内容を盛り込んでいくところでございます。

いずれにせよ、与えられた猶予期間中に、現行法の枠組みに加えまして、今お願いしている法の改正の枠組みも活用して、国による厳正な検査監督を通じてこういった中小金融機関の健全性の維持向上に努めて、より強固な金融システムの構築に向けて最大限の努力を払ってまいりたいと思っております。

それから、ペイオフ延期の経過についてのお尋ねでございますが、これも、きょうも御答弁いたしましたところでございますけれども、去年末の与党三党間における真摯な議論を踏まえまして、一部の中小金融機関について、経営の一層の実態把握を図って改善を確かなものにしていく、こういう

う観点から与党間の合意がなされたわけでございまして、政府としても、この与党間の合意を踏まえまして、十分に検討、審議をして、関係法案を作成し、そして、ただいま御審議をお願いしているところでございます。

以上でございます。(拍手)
○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
通商産業大臣 深谷 隆司君
運輸大臣 二階 俊博君
建設大臣 中山 正暉君
国務大臣 谷垣 禎一君

出席政務次官

大蔵政務次官 大野 功統君

○議長(渡部恒三君)の報告

(通知書受領)

一、昨二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律

地方税法等の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律

一、昨二十二日、堀川参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員岩崎純三君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 加藤 紘一君

補欠 望月 義夫君

望月 義夫君

加藤 紘一君

商工委員

辞任 岡部 英男君

補欠 菅 義偉君

新藤 義孝君

戸井田 徹君

中山 太郎君

松本 純君

山口 泰明君

渡辺 博道君

赤羽 一嘉君

池坊 保子君

渡辺 博道君

山口 泰明君

菅 義偉君

岡部 英男君

戸井田 徹君

新藤 義孝君

松本 純君

中山 太郎君

池坊 保子君

赤羽 一嘉君

議院運営委員

辞任 新藤 義孝君

補欠 今村 雅弘君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

阪上 善秀君
川内 博史君
今村 雅弘君
古川 元久君

補欠

今村 雅弘君
古川 元久君
阪上 善秀君
川内 博史君

商工委員

辞任

岡部 英男君
粕谷 茂君
竹本 直一君
山口 泰明君
赤羽 一嘉君
藤井 裕久君
金子 満広君
西川 公也君
宮腰 光寛君
吉川 貴盛君
今村 雅弘君
能勢 和子君
古屋 圭司君
丸谷 佳織君
達増 拓也君
中林よし子君

補欠

西川 公也君
古屋 圭司君
宮腰 光寛君
今村 雅弘君
丸谷 佳織君
達増 拓也君
中林よし子君
能勢 和子君
吉川 貴盛君
竹本 直一君
山口 泰明君
岡部 英男君
粕谷 茂君
赤羽 一嘉君
藤井 裕久君
金子 満広君

運輸委員

辞任

小里 貞利君
木村 隆秀君
久野統一郎君
中野 正志君
望月 義夫君
佐藤 敬夫君
大石 秀政君
熊谷 市雄君
桜井 郁三君
田中 和徳君
大石 秀政君
桜井 郁三君
望月 義夫君
久野統一郎君
中野 正志君
佐藤 敬夫君
松崎 公昭君
木村 隆秀君
中野 正志君
望月 義夫君
久野統一郎君
小里 貞利君
佐藤 敬夫君

補欠

田中 和徳君
大石 秀政君
桜井 郁三君
熊谷 市雄君
望月 義夫君
久野統一郎君
中野 正志君
佐藤 敬夫君
松崎 公昭君
木村 隆秀君
中野 正志君
望月 義夫君
久野統一郎君
小里 貞利君
佐藤 敬夫君

労働委員

辞任

大村 秀章君
西川 知雄君
青山 丘君
桜田 義孝君
旭道山和泰君
菅原喜重郎君
大村 秀章君
西川 知雄君
青山 丘君

補欠

桜田 義孝君
旭道山和泰君
菅原喜重郎君
大村 秀章君
西川 知雄君
青山 丘君

建設委員

辞任

岸田 文雄君
野田 聖子君
林田 彪君
前原 誠司君
渡辺 周君
栗原 博久君
田村 憲久君
望月 義夫君
岸田 文雄君

補欠

望月 義夫君
栗原 博久君
田村 憲久君
林田 彪君
野田 聖子君
岸田 文雄君

国家基本政策委員

辞任

小杉 隆君
古賀 誠君
森 喜朗君
達沢 一郎君
虎島 和夫君
福永 信彦君
小杉 隆君

補欠

福永 信彦君
達沢 一郎君
虎島 和夫君
森 喜朗君
小杉 隆君

(議案提出)

一、去る二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外八名提出)

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案

(議案受領)

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン

及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

弁理士法案

一、昨二十二日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

就業が認められるための最低年齢に関する条約(第百三十八号)の締結について承認を求めるの件

商業登記法等の一部を改正する法律案

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案

一、昨二十二日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

国民年金法等の一部を改正する法律案

年金資金運用基金法案

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

一、昨二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

外務委員会 付託

アルコール事業法案(内閣提出第四一〇号)(参議院送付)
商工委員会 付託

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案(内閣提出第五九号)
建設委員会 付託

一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外八名提出、衆法第一〇号)

法務委員会 付託
平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第三〇号)
厚生委員会 付託

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案(内閣提出第四五号)(参議院送付)
農林水産委員会 付託

(議案送付)
一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提

出案を参議院に送付した。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外八名提出)
(議案通知書受領)

一、昨二十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員菅直人君提出国家公安委員会の開催に関する質問に対する答弁書

平成十二年三月十四日提出
質問 第一一六号
国家公安委員会の開催に関する質問主意書
提出者 菅 直人

国家公安委員会の開催に関する質問主意書
警察法第十一条第一項には「国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない」と明記されている。また同第二項には、「国家公

安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決す」と規定されている。これらの規定からして、いわゆる「持ち回りの会議」は正式のものとは認められないと理解されるがどうか。

二、もし、「持ち回りの会議」を正式なものとするなら、警察法第十一条第二項でいう「出席委員」とは誰を指しているのか。

三、憲法第五十六条第一項は「両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」と規定している。この規定は、警察法第十一条第一項と同種の規定と考えられる。仮に国家公安委員会の議事及び議決がいわゆる「持ち回り」で行うことが可能であるとするならば、国会をはじめとした合議体の議事及び議決も「持ち回り」で行うことが許されることになりかねないと考えられるが、どうか。

四、内閣については「持ち回り開議」が行われているが、これを認める根拠は憲法又は法律に規定されているのか。
右質問する。

内閣衆質一四七第一一六号
平成十二年三月二十一日
内閣総理大臣 小淵 恵三
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員菅直人君提出国家公安委員会の開催に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員菅直人君提出国家公安委員会の開催に関する質問に対する答弁書

一について
国家公安委員会の議決に関し、警察法(昭和

二十九年法律第六十二号。以下「法」という。)に御指摘のような規定はあるが、例えば、委員等の間で既に実質的な合意が形成されており、かつ、緊急を要するような場合においては、持ち回り方式により議決を行うこととしても法の趣旨に反するものではないと考えている。

二について

法第十一条第二項は、国家公安委員会が会議を開いて議決を行う場合についての規定であり、持ち回り方式により議決を行う場合についての規定ではない。

三について

合議制の機関が持ち回り方式により議決を行うことが許されるか否かは、機関の任務、性格等により異なり得るものであり、それぞれの関係法令の趣旨に照らして判断されるべきものと考えられる。

なお、国会における議事運営に係るお尋ねについては、政府として答弁する立場にない。

四について
開議の形式については、憲法上及び法律上特段の定めはなく、内閣の合理的判断にゆだねられているものと解している。

(答弁通知書受領)
一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員小沢辰男君提出日本国憲法に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年四月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

第十一条 経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に關し適切な経営の診断及び経営に關する助言(以下単に「経営診断」という。)を受ける機会を確保するため、登録簿を備え、中小企業

の経営診断の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものに関する事項を登録する。

一 次条第一項の試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるもの

2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、経済産業省令で定める。

(中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験)

第十二条 経済産業大臣は、中小企業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るため、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、前項の試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の受験手数料は、経済産業大臣が行う第一項の試験を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う同項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

7 経済産業大臣は、指定試験機関が民法第三十四条の規定により設立された法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

8 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の

い。

いずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(報告及び検査)

第十三条 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 第十二条第八項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「推進すること」を「推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等」に改める部分に限る。)、第六条の改正規定(同条第一項中「経営の診断を担当する者の資格」を削る部分並びに同条第二項及び第三項を削る部分に限る。)、本則に六条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一年八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の中小企業指導法(次項において「旧法」という。第六条第二項の規定による登録簿は、改正後の中小企業支援法(以下「新法」という。))第十一条第一項の規定による登録簿とみなす。

2 旧法第六条第二項の規定によつてなされた登録簿への登録は、新法第十一条第一項の規定によつてなされた登録簿への登録とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十一条から第十三条までの規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第五条 中小企業総合事業団法(平成十一年法律

第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「中小企業指導法」を「中小企業支援法」に、「特定指導事業」を「特定支援事業」に改め、同項第十号中「中小企業指導担当者(中小企業指導法)」を「中小企業支援担当者(中小企業支援法)」に、「中小企業指導担当者」を「中小企業支援担当者」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第九百三十条(見出しを含む。)中「中小企業指導法」を「中小企業支援法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第七項第二号中「中小企業指導法」を「中小企業支援法」に、「第二条」を「第一条第一項」に改める。

附則第三十二条の三第一項中「中小企業指導法第一条」を「中小企業支援法第二条第一項」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第八条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の二中「中小企業指導法」

を「中小企業支援法」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十七条のうち、中小企業庁設置法第三条の改正規定中、「指導」を削る。

第二百三十七条のうち、中小企業基本法第二十七條の改正規定中「中小企業指導法」を「中小企業支援法」に改める。

理 由

近年の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者の依頼に応じて経営の診断その他の方法により中小企業者が経営資源を確保することを支援するため、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業者に対する支援の事業等を強化するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業指導法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の中小企業をめぐる経済環境の

変化及び先般の中小企業基本法の抜本改正等を踏まえ、中小企業者の依頼に応じて経営の診断その他の方法により中小企業者が経営資源を確保することを支援するため、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業者に対する支援の事業等を強化するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 改正中小企業基本法の基本理念を踏まえ、従来の、国、都道府県等が中小企業を上から「指導」という考え方を、中小企業が経営資源を確保することを行政が「支援」という考え方に改めることとし、法律の題名を「中小企業指導法」から「中小企業支援法」に改正する等所要の規定の整備を行う。

2 都道府県等が行う中小企業支援事業においては、民間事業者の能力の活用の観点から、指定法人の積極的な活用を図ることとし、このため、専門的な知識及び経験を必要とする分野について指定法人の業務を拡大する措置を講ずる。

また、都道府県等が行う中小企業支援事業の一層の効率化を図るため、指定法人が都道府県等の総合的な支援機関として活動できるよう、都道府県等が設立した中小企業の支援

に係る諸機関の統合を進めるための制度整備として、小規模企業者等設備導入資金助成法の貸与機関に対する地方公共団体の出資比率の特例措置を講ずる。

3 都道府県等が中小企業支援事業に係る計画を策定するに当たっては、地域における中小企業の身近な支援拠点として整備される相談窓口をはじめ、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の地域における中小企業に関する団体及び中小企業の経営の診断等の業務に従事する者等の民間事業者と協力しつつ、事業が行われるように配慮しなければならないこととする。

4 従来、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業指導事業において経営の診断を担当する者の資格であった資格制度を、民間事業者の能力の活用の観点から、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者一般への資格制度へと再構築を図り、それに伴い、登録制度、試験制度その他制度の透明化を図るための必要な規定の整備を行う。

5 この法律の施行期日を公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日とするとともに、所要の経過措置に関する規定等を設ける。

なお、4の資格制度に関する規定について

は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、施行後五年を目途として、必要に応じ検討を加える等の規定を設ける。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業者が経営資源を確保することを支援するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度一般会計予算に、中小企業経営資源強化対策費補助金として六十四億円が計上されている。

右報告する。

平成十二年三月二十一日

商工委員長 中山 成彬

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

中小企業指導法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中小企業の多様で活力ある成長発展を目指した新しい中小企業基本法の基本理念を踏まえ、民間能力の活用を図りつつ、中小企業者の経営資源の確保を支援することの重要性を十分認識

するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たな中小企業支援事業の実施に当たり、都道府県等による地域の特性に応じた柔軟かつ主体的な支援施策の実施が可能となるよう、支援計画及び基準の策定に格段の工夫を図ること。

また、都道府県等及び各支援機関に対し、本改正及び本附帯決議の趣旨を周知徹底し、多様化する中小企業者の経営課題に対し迅速・適確に対応できるよう、能力の向上に努めるよう促すこと。

二 都道府県等中小企業支援センターの整備に当たっては、ワンストップ・サービス化を貫徹するとの観点から、都道府県等における既存の中小企業支援組織の見直し・統合化及び協力・連携の強化を図るとともに、都道府県の退職公務員の受け皿となることのないよう、公募により広く人材を求める等、真に求められる人材の配置やその活用を図ること。

また、全国三百カ所程度に設けられる地域中小企業支援センターの整備に当たっては、地域における中小企業者の身近な支援窓口を確保する見地から、偏在のないようその設置場所の選定に留意すること。

三 中小企業診断士の役割が、本改正により国、都道府県等が行う指導事業において経営診断を

担当する者という位置付けから、広く中小企業の経営の診断・助言を行う者へと転換することにかんがみ、同診断士の資格要件を定める省令については、広く民間に人材を求めるとの観点に配慮しつつ、中小企業者のニーズを適切に反映したものとするとともに、試験・実習の内容等について間断なくその見直しを行っていくこと。

産業技術力強化法案

右国会に提出する。

平成十二年二月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

産業技術力強化法

(目的)

第一条 この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「産業技術力」とは、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発を行う能力並びにその成果の企業化を行う能力をいう。

(基本理念)

第三条 産業技術力の強化は、産業技術力が産業構造の変化、技術の進歩等の内外の経済的環境の変化に適確に対応して我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることにかんがみ、我が国産業の発展を支えてきた技術の改良に係る産業技術の水準の維持及び向上を図りつつ、国、地方公共団体、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究及び開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、産業技術力の強化に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、産業技術力の強化に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、

産業技術力の強化に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(大学の責務等)

第六条 大学は、その活動が産業技術力の強化に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、産業技術力の強化に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、研究及び開発並びにその成果の企業化に積極的に努めるものとする。

(研究者等の確保、養成及び資質の向上)

第八条 国は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることにより、産業技術力の強化を図られることにかんがみ、研究者及び技術者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発施設の整備等)

第九条 国は、産業技術力の強化の円滑な実施を

図るため、研究及び開発を行うための施設及び設備の整備、研究材料の供給並びに技術に関する情報の流通の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る資金の重点化等)

第十条 国は、産業技術力の強化の効果的な実施を図るため、国の資金により行われる研究及び開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により、産業技術に関する研究及び開発に係る資金の重点化及び効率化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(連携の強化)

第十一条 国は、国及び地方公共団体の試験研究機関、大学並びに事業者が互いに補完することにより産業技術力の強化の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進)

第十二条 国は、国及び地方公共団体の試験研究機関並びに大学における研究及び開発の成果が事業活動において活用されることが産業技術力の強化に重要であることにかんがみ、当該成果の事業者への移転の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(受託研究等に係る資金の受入れ等の円滑化)

第十三条 国は、国立学校(国立学校設置法(昭和

二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校をいう。)において国以外の者から委託を受けて行う研究又は国以外の者と共同して行う研究の円滑な実施に資するため、国以外の者から提供されるこれらの研究に係る資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、その設置する公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。)において当該地方公共団体以外の者から奨学を目的とする寄附金を受けて行う研究若しくは委託を受けて行う研究又は当該地方公共団体以外の者と共同して行う研究の円滑な実施に資するため、地方公共団体以外の者から提供されるこれらの研究に係る資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。

(大学等の研究成果を活用する事業者への支援)

第十四条 国は、産業技術力の強化を図るため、国立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三から第三章の六までに規定する機関をいう。)及び国の試験研究機関の研究者がその研究成果を活用する事業を実施する営利を目的とする私企業を営むことを

目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねることが当該研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することに配慮しつつ、当該研究成果を活用する事業を実施する事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、公立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて地方公共団体が設置するものをいう。)及び地方公共団体の試験研究機関における研究成果を活用する事業を実施する事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定大学技術移転事業を実施する者等の国有施設の無償使用)

第十五条 国は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号。以下この条において「大学等技術移転促進法」という。)第五条第二項の承認事業者が国立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項及び次項において同じ。)の施設を大学等技術移転促進法第二条第一項の特定大学技術移転事業の用に供する場合であつて、当該国立大

学等の施設を使用して行うことが当該国立大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を通じた産業技術力の強化を図るために必要であると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該国立大学等の施設を無償で使用させることができる。

2 国は、大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者が国立大学等の施設を同条第一項に規定する事業の用に供する場合であつて、産業技術力の強化を図るために必要であると認めるときは、当該認定事業者に対し、当該国立大学等の施設を無償で使用させることができる。

3 国は、大学等技術移転促進法第十三条第一項の認定を受けた者が同項の特定試験研究機関の施設を同項に規定する事業の用に供する場合であつて、産業技術力の強化を図るために必要であると認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該特定試験研究機関の施設を無償で使用させることができる。

(特許料等の特例)

第十六条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しく

は免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明(職務発明(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)に限る。)の発明者である学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、助

教授、講師若しくは助手、同法第一条に規定する高等専門学校(以下この条において単に「高等専門学校」という。)の校長、教授、助教、講師若しくは助手又は国立学校設置法第三章の三に規定する大学共同利用機関(これに置かれる研究所で政令で定めるものを含む。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「研究者」という。)

二 その特許発明が大学又は高等専門学校の研究者がした職務発明である場合において、その研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学又は高等専門学校を設置する者

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明(職務発明に限る。)の発明者である研究者

二 その発明が大学又は高等専門学校の研究者がした職務発明である場合において、その研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学又は高等専門学校を設置する者

第十七条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が従業者等(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等(同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて産

業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することが出来る。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十八条 新エネルギー・産業技術総合開発機構(次条において「機構」という。)は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。次条において「石油代替エネルギー法」という。第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、産業技術力の強化を図るため、次の業務を行う。

一 産業技術(産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号。次条において「研究開発体制整備法」という。第三十一条第一号に規定するものをいう。次号において同じ。))に関する研

究及び開発を助成すること。

二 産業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(石油代替エネルギー法等の特例)

第十九条 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十一条

第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九條第一項及び産業技術力強化法第十八条」と、石油代替エネルギー法第五十二条中「政令」とあるのは「政令並びに産業技術力強化法」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は産業技術力強化法」と、石油代替エ

ネルギー法第五十九条第三号中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項及び産業技術力強化法第十八条」とし、研究開発体制整備法第六条第一項中「第四條第一号、第二号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第四條第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びに産業技術力強化法第十八条第一号及び第二号に掲げる業務」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許料の特例に係る経過措置)

第二条 第十八条第一項に規定する者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第十七条第一項に規定する者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

産業技術力の強化が産業構造の変化、技術の進歩等の内外の経済的環境の変化に適確に対応して我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることにかんがみ、産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

告 白

産業技術力強化法案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、産業技術力の強化が産業構造の変

化、技術の進歩等の内外の経済的環境の変化に適確に対応して我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることにかんがみ、産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務、施策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 産業技術力が我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であり、産学官が一致して産業技術力の強化に取り組むことを基本理念として定めるとともに、産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者がそれぞれ果たすべき責務を明示する。

2 産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、研究者及び技術者の確保や養成及び資質の向上、研究開発施設や設備の整備等、研究開発に係る資金の重点化と効率化、産学官の連携の強化及び研究成果の移転の促進等について、国が必要な施策を講ずることとする。

3 民間からの国立学校に対し委託研究、共同研究等のために提供される資金について、国及び地方公共団体がその受入れ及び使用を円滑にするための措置を講ずるとともに、国立大学や国及び地方公共団体の試験研究機関の研究者について、その研究成果を活用す

る事業を実施する官利企業の役員等を兼ねることが研究成果の事業者への移転促進にとつて重要な意義を有することに配慮しつつ、当該事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 特定大学技術移転事業を実施する者等が産業技術力の強化に資する事業のために国立大学等の施設を使用するときは、無償で使用させることができることとし、加えて、大学や大学の研究者、研究開発に積極的に取り組んでいる中小規模の事業者等一定の要件を満たす者に対して特許料の減免等の措置を講ずる。

5 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、産業技術に関する研究開発の助成、技術者の養成及び資質の向上のための研修業務を追加する。

6 この法律の施行期日を公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日とともに、所要の経過措置に関する規定等を設ける。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の産業技術力を強化するため措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度一般会計予算に、産業技術に関する研究開発助成金等として七十五億円が計上されている。

右報告する。

平成十二年三月二十二日

商工委員長 中山 成彬

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律

案

右

国会に提出する。

平成十二年二月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律

律

運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の三」に改める。

第二条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 高度船舶技術 船舶、船舶用機関及び船舶用品(以下「船舶等」という。)の製造及び修繕に関する技術であつて、それらの性能又は品質の著しい向上に資するものその他の造船に関する事業における技術の高度化に相当程度寄与するものをいう。

第五條第二項に後段として次のように加える。
この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第十三條第四号中「海洋汚染防止設備の製造若しくは修繕を」船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けに改める。

第二十條第一項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号の次に次の六号を加える。

十 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金(以下この項において「試験研究資金」という。)に充てるための助成金を交付すること。

十一 国土交通大臣の定める金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十二 試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

十三 政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。

十四 高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

十五 高度船舶技術に関し調査すること。
第二十三條中「第二十條第一項第十号」を「第二十四條第一項第十六号」に改め、同条に次の三項を加える。

2 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、第二十條第一項第十二号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第三十九條第一項及び第四十四條において「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章中第二十四條の次に次の二条を加える。
(試験研究実施者等の納付金)

第二十四條の二 事業団は、業務方法書で定める

平成十二年三月二十三日 衆議院会議録第十四号 産業技術力強化法案及び同報告書 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

ところにより、第二十条第一項第十号の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究を行った者又はその承継人(以下この条において「試験研究実施者等」という。)から、当該高度船舶技術の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができる。

(信用基金)

第二十四条の三 事業団は、第二十条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、第五条第二項後段の規定により政府が示した金額をもってこれに充てるものとする。

2 前項の信用基金は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

第二十八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 第二十条第一項第十号から第十五号までの業務及びこれらに附帯する業務

第三十条第一項第一号中「第十号までの業務及び」を「第九号まで及び第十一号から第十六号まで

の業務並びに」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(補助金)

第三十三条の二 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第二十条第一項第十号の業務に要する経費の一部を補助することができ

第三十六条第二項中「規定は、」の下に「第二十条第一項第十号の規定により事業団が交付する助成金及び」を加える。

第三十九条第三項中「第一項の下に」又は第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関する報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十二条の見出しを「協議」に改め、同条第一項第一号中「第八項の下に」、第二十三条第二項を加え、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号

の次に次の一号を加える。

二 第二十条第一項第十一号の規定により金融機関を定めようとするとき。

第四十二条に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、第二十四条第一項の認可(第二十条第一項第十号から第十五号までに掲げる業務(高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証に係るものを除く。))及びこれらに附帯する業務(以下この項において「試験研究促進業務」という。))に係る部分に限る。又は第二十六条の認可(試験研究促進業務に係る事業計画の部分に限る。))をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四十四条中「第三十九条第一項の下に」若しくは第二項を加え、「同項を」同条第一項若しくは第二項に改め、「事業団」の下に「又は受託金融機関」を加える。

附則第十四条第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号。第五項において「一部改正法」という。)附則第八条の規定

による廃止前の造船業基盤整備事業協会法

(昭和五十三年法律第百三十三号。第五項において「旧協会法」という。)第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

附則第十四条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第二十八条第一号中「並びに同条第二項の業務」とあるのは、「同条第二項の業務並びに附則第十四条第一項及び第三項の業務」と、同条第二号中「これらに附帯する業務」とあるのは「附則第十四条第二項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第三十条第一項第一号中「同条第三項の業務」とあるのは「同条第三項の業務並びに附則第十四条第二項の業務」と、第三十三条の二中「第二十条第一項第十号」とあるのは「第二十条第一項第十号及び附則第十四条第二項第二号」と、第三十六条第二項中「第二十条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第二十条第二項第一号から第四号まで又は附則第十四条第一項第一号」と、第四十二条第一項第一号中「又は第三十四条第二項若しくは第三項」とあるのは、「第三十四条第二項若しくは第三項又は附則第十四条第五項の規定によりな

おその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第八條の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三十三号)第三十條第一項と、第四十五條第三号中「第二十條第一項から第三項まで」とあるのは「第二十條第一項から第三項まで及び附則第十四條第一項から第三項まで」とする。

附則第十四條に次の一項を加える。

5 第二項の規定により事業団が行う同項第二号の業務については、旧協会法第三十條、第三十三條から第三十五條まで、第五十三條及び第五十四條の規定は、一部改正法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十條第一項中「協会」とあるのは「運輸施設整備事業団」と、「前條第一項第一号から第四号まで」とあるのは「前條第一項第二号から第四号まで」と、同條第二項中「前條第一項第一号から第四号まで」とあるのは「前條第一項第二号から第四号まで」と、旧協会法第三十三條第一項及び第二項中「協会」とあるのは「運輸施設整備事業団」と、「第二十九條第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九條第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四條第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五條

第一項中「協会」とあるのは「運輸施設整備事業団」とする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年三月一日から施行する。ただし、次條の規定は公布の日から施行する。

(持分の払戻し)

第二條 造船業基盤整備事業協会(以下「協会」という。)に出資した政府及び日本政策投資銀行以外の者は、協会に対し、平成十三年一月十日から同月三十一日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 協会は、前項の規定による請求があったときは、造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三十三号)次條第六項及び附則第九條において「協会法」という。第六條第一項の規定にかかわらず、協会の解散の日の前日までに、当該請求をした者に対し、当該請求があった持分の全部又は一部に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、協会は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第三條 協会は、この法律の施行の時にいて解

散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時にいて運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)が承継する。

2 協会の平成十二年四月一日に始まる事業年度は、協会の解散の日の前日に終わるものとする。

3 協会の平成十二年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における協会に対する政府及び日本政策投資銀行の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府及び日本政策投資銀行から事業団にこの法律による改正後の運輸施設整備事業団法(以下「新法」という。)第二十四條の三第一項の信用基金に充て

るべきものとして出資されたものとする。この場合において、事業団は、その額により資本金を増加するものとする。

5 第一項の規定により事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における協会に出資した政府及び日本政策投資銀行以外の者の持分は、この法律の施行の時にいて、当該持分に係る出資額に相当する金額により払い戻されたものとし、その払い戻されたものと

された金額に相当する金額が、この法律の施行の時にいて、当該政府及び日本政策投資銀行以外の者から事業団に新法第二十四條の三第一項の信用基金に充てべきものとして拠出されたものとする。

6 協会の解散については、協会法第四十九條第一項の規定による残余財産の分配は、行われない。

7 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第四條 新法第二十四條の三第一項の信用基金(前條第四項の規定により日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。)の運用によつて生じた利子は、新法第二十四條第一項第十一号及び第十二号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができるものとする。

第五條 事業団は、新法第二十六條又は第二十七條第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を日本政策投資銀行に送付しなければならない。

(拠出金の返還)

第六條 事業団は、附則第三條第五項の規定により拠出があったものとされた金額(以下この条において「拠出金」という。)について、新法第二十四條第一項第十二号に規定する業務及びこれに

附帯する業務の実施の状況、新法第二十四条の三第一項の信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該拠出金を拠出したものとされた者に対し、その拠出金の額を限度として返還することができる。

2 前項の規定により拠出金の返還がなされたときは、信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

(役員に関する特例)

第七条 事業団に、役員として、新法第九条に定めるもののほか、当分の間、理事一人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新法第十二条第一項の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(造船業基盤整備事業協会法の廃止)

第八条 造船業基盤整備事業協会法は、廃止する。

(造船業基盤整備事業協会法の廃止に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の協会法(第二十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第十条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号。次条において「不当廉価建造契約防止法」という。)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「造船業基盤整備事業協会」を「運輸施設整備事業団」に改め、同条第一項中「造船業基盤整備事業協会(次項において「協会」という。)」を「運輸施設整備事業団(次項において「事業団」という。)」に改め、同条第二項中「協会」を「事業団」に改める。

附則第二条を次のように改める。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第二条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 運輸施設整備事業団は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。

第二十条第一項及び第二項中「第一条」を

「第一条第一項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号。次号において「不当廉価建造契約防止法」という。)第四条第一項の規定による調査を行うこと。

二 外国船舶製造事業者(不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。)が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第三十条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「第二十条第三項若しくは第八項」を「第二十条第四項若しくは第九項」に改め、同条第三号中「第二十条第

七項第四号」を「第二十条第八項第四号」に改める。

第四十五条第三号中「第二十条第一項から第三項まで」を「第二十条第一項から第四項まで」に改める。

附則第十条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第十四条第一項から第三項までの規定中「第二十条第一項から第三項まで」を「第二十条第一項から第四項まで」に改め、同条第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第二十条第一項から第三項まで」を「第二十条第一項から第四項まで」に改める。

(不当廉価建造契約防止法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定の施行の日において不当廉価建造契約防止法がすでに施行されている場合にあつては、同条の規定による改正前の不当廉価建造契約防止法第四条第一項の規定による調査に従事する協会の役員又は職員であつた者に係るその調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る前条の規定の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中、「造船業基盤整備事業協会」を削る。

附則第十一条中第十七項を削り、第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十八項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第三十一条の三第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 平成十三年三月一日前にされた前条の規定による改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。)附則第十一条第十七項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧地方税法附則第三十一条の三第五項に規定する土地に係る平成十三年度分までの特別土地

保有税及び平成十三年三月一日前にされた同項に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条第三項を削る。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表造船業基盤整備事業協会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表造船業基盤整備事業協会の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第十八条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表造船業基盤整備事業協会の項を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十九条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中、「造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三十三号)」を削る。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

(交通政策審議会の所掌事務の特例)

第八条 交通政策審議会は、第十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第十四条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

理 由

特殊法人等の整理合理化を推進するため、造船業基盤整備事業協会を解散し、同協会が実施していた業務の一部を運輸施設整備事業団に実施させるとともに、高度船舶技術を用いた船舶等の実用化を図るため、当該船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務保証業務を同事業団に新たに実施させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等の整理合理化を推進する

ため、造船業基盤整備事業協会を解散し、同協会が実施していた業務の一部を運輸施設整備事業団に実施させるとともに、高度船舶技術を用いた船舶等の実用化を図るため、当該船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務保証業務を同事業団に新たに実施させる等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

高度船舶技術とは、船舶、船舶用機関及び船舶用品(以下「船舶等」という。)の製造及び修繕に関する技術であって、それらの性能又は品質の著しい向上に資するものその他の造船に関する事業における技術の高度化に相当程度寄与するものをいうこととする。

2 業務

(一) 業務の範囲

運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)の業務として、次に掲げる業務を追加することとする。

(1) 民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金(以下「試験研究資金」という。)に充てるための助成金を交付すること。

(2) 国土交通大臣の定める金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払

に必要資金に充てるための助成金を交付すること。 (3) 試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 (4) 政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。 (5) 高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 (6) 高度船舶技術に関し調査すること。 (二) 業務の委託 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、2の(一)の(3)の業務の一部を金融機関に委託することができることとする。 (三) 試験研究実施者等の納付金 事業団は、業務方法書で定めるところにより、2の(一)の(1)の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究を行った者又はその承継人から当該高度船舶技術の利便により得た収入又は利益の一部を2の(一)の(1)の業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができることとする。 (四) 信用基金 事業団は、2の(一)の(3)の業務に関する信	用基金を設けることとする。 3 区分経理 事業団は、2の(一)の(1)から(6)の業務に関する勘定を設けて整理しなければならないこととする。 4 補助金 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、2の(一)の(1)の業務に要する経費の一部を補助することができることとする。 5 業務の特例 事業団は、当分の間、造船業基盤整備事業協会法第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこととする。 6 その他 その他所要の改正を行うこととする。 7 附則 (一) 施行期日 この法律は、平成十三年三月一日から施行することとする。ただし、7の(二)の持分の払戻しに係る規定は、公布の日から施行することとする。 (二) 持分の払戻し 造船業基盤整備事業協会(以下「協会」という。)に出資した政府及び日本政策投資銀行以外の者は、協会に対し、平成十三年一	月十日から同月三十一日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができること等持分の払戻しに関する、所要の規定を設けることとする。 (三) 協会の解散等 (1) 協会は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時にいて事業団が承継することとする。 (2) (1)により、事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における協会に対する政府及び日本政策投資銀行の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府及び日本政策投資銀行から事業団に2の(四)の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。 (3) (1)により、事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における協会に出資した政府及び日本政策投資銀行以外の者の持分は、この法律の施行の時にいて、当該持分に係る出資額に相当する金額により払い戻されたものとし、その払い戻された金額に相当する金額が、この法律の施行の時にいて、当該政府及び日本政策投資銀行以外の者から事業団に2の(四)の信用基金に充てる	べきものとして拠出されたものとする。 (四) 造船業基盤整備事業協会法の廃止 造船業基盤整備事業協会は、廃止することとする。 (五) 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(以下「不当廉価建造契約防止法」という。)附則第二条を以下を内容とする運輸施設整備事業団法の改正規定に定めることとする。 (1) 事業団の目的として、不当廉価建造契約防止法に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを追加すること。 (2) 事業団の業務として、不当廉価建造契約防止法第四条第一項の規定による調査を行うこと並びに外国船舶製造事業者が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供することを追加すること。 (六) その他 その他本法の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改
---	--	---	---

正することとする。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人等の整理合理化を推進するとともに、高度船舶技術を用いた船舶等の実用化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本法施行に要する経費として、平成十二年度一般会計予算に、造船業基盤整備対策費の内数として十一億円が計上されている。

右報告する。

平成十二年三月二十二日

運輸委員長 仲村 正治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

河川法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

河川法の一部を改正する法律

河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十条」を「第十条第一項若しくは第

二項」に改める。

第九条に次の三項を加える。

5 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち建設大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的統替えは、政令で定める。

第十条に次の三項を加える。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市

の長が行う。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用については、必要な技術的統替えは、政令で定める。

第十六条の三第一項中「指定区間内の一級河川及び二級河川について、第九条及び第十条を」第九條第五項及び第十條第二項の規定による場合のほか、第九條第一項及び第二項並びに第十條第一項に改める。

第三十二條第四項中「建設大臣」の下に「又は指定都市の長」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に、「統轄」を「統括」に改める。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三條又は第二十六條第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第百九條第一項中「都道府県」の下に「若しくは指定都市」を加え、同條第二項中「都道府県」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第一号イ中「第十条」を「第十条第一項及び第二項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。)」及び第四項に改め、「第三十一條第二項の下に」、「第三十二條第四項」を、「第三十六條第二項の下に」及び第四項を、「都道府県の下に」又は指定都市を加え、同号ロ中「指定区間内の一級河川及び二級河川に關して」を削り、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十二條第四項及び第三十六條第三項の規定により、指定区間内の一級河川に關して指定都市が処理することとされている事務

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第二号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

(電気事業法の一部改正)

第三条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二百三條第一項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十一條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の長を加え、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

(砂利採取法の一部改正)

第四条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「第九條第二項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第二十八條第二項中「第三十六條第三項」を「第三十六條第五項」に改め、「都道府県知事」の下に「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の長を加える。

第三十五條中「都道府県知事」の下に「及び指定都市の長」を加える。

理 由

地域の实情に応じた河川の管理を推進するため、指定都市の長が指定区間内の一級河川及び二級河川のうち一定の区間の管理を行うことができ

ることとするともに、市町村長が指定区間外の一級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の实情に応じた河川の管理を推進するため、まちづくりや地域づくりの中心主体であり、住民に最も身近な行政主体である市町村が河川管理に一層参画できるようにするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 指定都市の長が、指定区間内の一級河川及び二級河川のうち一定の区間について、河川の管理を行うことができる制度を導入すること。

2 市町村長が、指定区間外の一級河川について、河川工事又は河川の維持を行うことができるようにすること。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、地域の实情に応じた河川の管理を推

進するため、市町村が河川管理に一層参画できるようにする措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度治水特別会計予算に約一億円が計上されている。
右報告する。

平成十二年三月二十二日

建設委員長 大口 善徳
衆議院議長 伊藤 示一郎殿

(別紙)

河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 政令指定都市への河川管理権限の委譲に当たっては、国、関係都道府県及び関係政令指定都市は相互に十分連携をとるとともに、過大な財政負担にならないよう努めること。

二 市町村工事制度の運用に当たっては、地域の創意工夫が十分反映されるよう努めるとともに、積極的な制度の活用を図ること。

三 河川整備を行うに当たっては、本年一月の河川審議会答申(川における伝統技術の活用はいかにあるべきか)を踏まえ、伝統技術の知恵を現代に合わせて活用し、環境や歴史的風土との調和に努めること。

四 都市河川が都市における貴重な水辺空間であることに鑑み、その整備に当たっては、親水性に配慮した魅力ある河川環境が創出されるよう努めること。

平成十二年三月二十三日 衆議院會議録第十四号

三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五—八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
一一五円
二〇円